

## 人事院会議議事録

### 会議日

令和5年3月16日 木曜日

### 会議の出席者

川本総裁 古屋人事官 伊藤人事官  
(幹事) 柴崎事務総長、幸総括審議官  
(説明員) (給与局)  
三浦給与第二課長、住吉給与第三課長、  
藤原生涯設計課長

### 議題

人事院規則9-2(俸給表の適用範囲)等の一部改正

### 議事の概要

- 議題「人事院規則9-2(俸給表の適用範囲)等の一部改正」について、担当局から別添のとおり令和5年度予算に係る組織改正及び諸手当改定等に伴い、人事院規則9-2等について改正を行うこととしたいと説明があった。
- 議題については、三人事官一致で議決された。

## 人事院規則9—2(俸給表の適用範囲)等の一部改正について

令和5年3月16日  
事務総局  
給与局

令和5年度予算に係る組織改正及び諸手当改定等に伴い、以下の人事院規則等の一部改正を行うこととする。

## 【人事院規則】

## 1 人事院規則9—2(俸給表の適用範囲)

こども家庭庁の新設に伴い、指定職俸給表の適用を受ける職員として同庁の長官並びに官房長及び局長を規定する改正を行う。

## 2 人事院規則9—6(俸給の調整額)

俸給の調整を行う官職等を定めた別表第1について、以下の改正を行う。

## (1) こども家庭庁

- ① 第9号に規定する国立児童自立支援施設がこども家庭庁に移管されることに伴い、同号を第1号の4として規定する。
- ② 国立児童自立支援施設において、児童の輸送に従事する自動車運転手が廃止されることに伴い、同官職を削除する。

## (2) 国土交通省

第18号(1)に規定する航空局の設計審査官(調整数4適用)について、型式証明に係る審査等のため三菱リージョナルジェットに乗り組んで行う操縦の業務(年間180時間以上)が行われる見込みがなくなったことから、同号(1)の規定を削除し、所要の改正を行う。

## (3) 海上保安庁

機動防除基地に属し、防除措置業務に直接従事することを本務とする職員に新たに調整数2を適用することに伴い、第20号に同職員を調整数2として規定する。

## 3 人事院規則9—7(俸給等の支給)

こども家庭庁の新設に伴い、こども家庭庁の俸給の支給定日を規定する改正を行う。

## 4 人事院規則9—17(俸給の特別調整額)

俸給の特別調整を行う官職等を定めた別表第1について、以下の改正を行う。

## (1) 内閣府

- ① 食品安全委員会事務局のリスクコミュニケーション官が廃止され、室長が新設されることに伴い、規則別表に掲げるⅡ種の代表官職についてリスクコミュニケーション官を室長に改める。
- ② 子ども・子育て本部が廃止されることに伴い、同本部の欄を削除する。

## (2) 警察庁

サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの所長(規則Ⅲ種、事務総長通知においてⅡ種)を格上げすることに伴い、同官職をⅡ種として規定(事務総長通知においてⅠ種として規定)する。

## (3) こども家庭庁

こども家庭庁が新設されることに伴い、同庁に係る号を設け、内部部局の代表官職として審議官及び課長をⅠ種、室長及び企画官をⅡ種、国立児童自立支援施設の代表官職として施設長をⅠ種、次長をⅡ種、課長をⅣ種として規定する。また、改正附則において、人事院規則1—57(復興庁設置法の施行に伴う関係人事院規則の適用の特例等に関する人事院規則)について、所要の改正を行う。

## (4) 総務省

- ① 統計研究研修所の次長が廃止され、部長が新設されることに伴い、規則別表に掲げるⅡ種の代表官職について次長を部長に改める。
- ② 統計研究研修所の新規情報活用技術研究官が廃止されることに伴い、規則別表に掲げるⅢ種の代表官職について新規情報活用技術研究官を統括教授に改める。
- ③ 総合通信局及び沖縄総合通信事務所において、総括調整官が廃止され、総合通信調整官が新設されることに伴い、規則別表に掲げるⅢ種の代表官職について総括調整官を総合通信調整官に改める。
- ④ 総合通信局及び沖縄総合通信事務所において、信書便監理官が廃止されることに伴い、同官職を削除する。

## (5) 出入国在留管理庁

入国者収容所の統括入国警備官に新たに俸給の特別調整額を適用することに伴い、同官職をⅤ種として規定(事務総長通知においてⅣ種として規定)する。

## (6) 厚生労働省

- ① 国立児童自立支援施設がこども家庭庁に移管されることに伴い、同施設の欄を削除する。
- ② 国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立福祉型障害児入所施設において、施設長が充て職となることに伴い、同官職を削除し、次長が新設されることに伴い、同官職をⅢ種として規定する。
- ③ 沖縄麻薬取締支所において、情報官が廃止されることに伴い、同官職を削除する。

## (7) 国土交通省

内部部局(システム開発評価・危機管理センター)の首席開発評価管理官(規則IV種、事務総長通知においてIII種)を格上げすることに伴い、同官職を所長の欄(IV種(人事院が別に定める場合にあってはII種又はIII種))に加える。

#### (8) 海上保安庁

内部部局(海上保安試験研究センター)に副所長が新設されることに伴い、同官職をIII種として規定する。

### 5 人事院規則9—30(特殊勤務手当)

#### (1) 航空管制手当(第23条)【対象省庁:国土交通省】

業務集約化により、

- ① 空港・航空路監視レーダー事務所において対空援助業務が行われなくなったことに伴い、同業務に係る手当の適用対象を定める第1項第5号から同事務所を削る。
- ② 空港出張所及び空港・航空路監視レーダー事務所において運航援助情報業務が行われなくなったことに伴い、同業務に係る手当の適用対象を定める第1項第6号からこれらの官署を削る。
- ③ 他飛行場援助業務が、飛行場対空援助業務に統合されたことに伴い第2項の表から他飛行場援助業務を削る。

#### (2) 刑務作業監督等手当(第28条の2)【対象省庁:法務省】

刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院及び少年鑑別所に所属する職員が行う被収容者の死体の検視業務を適用対象業務に追加し、手当額を1日につき900円とする。また、これに伴う所要の規定の整備を行う。

### 6 人事院規則9—40(期末手当及び勤勉手当)

こども家庭庁が新設されることに伴い、事務次官等の成績率が適用される職員にこども家庭庁長官を追加する。

### 7 人事院規則9—49(地域手当)

文化庁が京都に移転されることに伴い、特別移転官署等を定めた別表第3に同庁を規定するとともに、第7条に同庁に勤務する職員のうち、特別移転官署の特例を受けない職員について規定する。

### 8 人事院規則9—55(特地勤務手当等)

1年を通じて特地勤務手当が支給される官署を定めた別表の1について、国土交通省の東京航空局大島空港出張所が廃止されることに伴い、同官署を削除する。

### 9 人事院規則9—123(本府省業務調整手当)

#### (1) 第2条

手当の支給対象となる国の行政機関の内部部局を定めた第2条について、こども

家庭庁が新設されることに伴い、同庁の内部部局を追加する等の改正を行う。

(2) 第3条

内部部局の業務のうち本府省の業務の特殊性等が認められない業務を定めた第3条について、警察庁長官官房技術企画課情報処理センターにおいて、大阪府堺市に第二拠点が新設されることに伴い、同センターの業務のうち第二拠点の業務を手当の支給対象外とするための改正を行う。

(3) 第4条

内部部局以外の組織の業務であって、本府省の業務の特殊性等があると認められる業務を定めた第4条について、内閣府の子ども・子育て本部が廃止されることに伴い、同本部を削除する等の改正を行う。

10 人事院規則9—147（給与法附則第8項の規定による俸給月額）

こども家庭庁の新設に伴い、62歳の旧特例定年職員とされるこども家庭庁長官を62歳に達した日後の最初の4月1日から俸給月額の7割措置が適用される職員として規定する改正を行う。

11 人事院規則 11—8(職員の定年)

こども家庭庁の新設に伴い、こども家庭庁長官を令和6年度末までの間 62歳の旧特例定年職員として規定するとともに、こども家庭庁へ移管される国立児童自立支援施設の規定順整理のための改正を行う。

12 人事院規則 11—11(管理監督職勤務上限年齢による降任等)

(1) 管理監督職に含まれる官職の範囲変更

管理監督職勤務上限年齢制導入後の人事運用に支障が生じないように、管理監督職勤務上限年齢による降任等の対象とする官職を追加指定する必要があるため、国土交通省(航空管制職種及び国土地理院)及び海上保安庁(海上保安大学校)の代表官職を規定する改正を行う。

(2) 事務次官に準ずる管理監督職の指定

こども家庭庁の新設に伴い、こども家庭庁長官を事務次官に準ずる管理監督職として規定する改正を行う。

(3) 特定管理監督職群を構成する管理監督職の範囲変更

管理監督職勤務上限年齢制導入後の人事運用に支障が生じないように、特定管理監督職群を構成する管理監督職を追加指定する必要があるため、国税局等及び都道府県労働局の特定管理監督職群に個別官職を規定する改正を行う。

令和5年度の組織改正に伴い、特定管理監督職群を構成する管理監督職を変更するため、総務省総合通信局等の特定管理監督職群の個別官職の改正を行う。

(4) 併任制限に関する例外措置の拡充

管理監督職勤務上限年齢が 60 歳超職員及び勤務延長職員について、本務に支障が生じない場合は管理監督職への併任を可能とする改正を行う。併せて、60 歳超検察官について、管理監督職への併任制限を準用しないための改正を行う。

### 13 人事院規則1—79(国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則)

法令上の表記の形式的な修正(他法令の改正に伴う規定の整理、表記誤りの修正等)を行う。

#### 【権限委任関係】

### 14 令和5年人事院公示第●号の制定

上記7の改正に伴い、人事院の権限及び所掌事務の一部委任について定めた人事院公示(昭和 38 年人事院公示第5号)に関し、所要の改正を行う人事院公示を制定する。

### 15 令和5年人事院公示第●号の制定

上記5及び9(1)(2)の改正等に伴い、人事院の権限及び所掌事務の一部委任について定めた人事院公示(昭和 38 年人事院公示第5号)に関し、所要の改正を行う人事院公示を制定する。

### 16 令和5年人事院公示第●号の制定

上記 12 の改正に伴い、人事院の権限及び所掌事務の一部委任について定めた人事院公示(令和4年人事院公示第2号)に関し、所要の改正を行う人事院公示を制定する。

#### 【公布日・施行日】

上記7、13 及び 14 以外は、いずれも令和5年3月 31 日公布・同年4月1日施行

上記7及び 14 は、令和5年3月 27 日公布・同日施行

上記 13 は、令和5年3月 31 日公布・同日施行

以 上